法務省
MINISTRY OF JUSTICE

子どもを守るための
法律のルールってどんなものがあるの？

そんなことはありません！

あなたの体はあなただけのもので、とっても大切なもの。
ほかの人が勝手にさわってはいけないんだよ。
あなたのからだの水着でかくれる部分などの自分だけの大切なところをさわられたら、
それは犯罪の被害です。わるいのは、あなたではなく、さわった人です。
それは、あなたが男子でも女子でも同じこと。
親や学校の先生など、信頼できる大人にすぐに相談しましょう。

そのほかにも

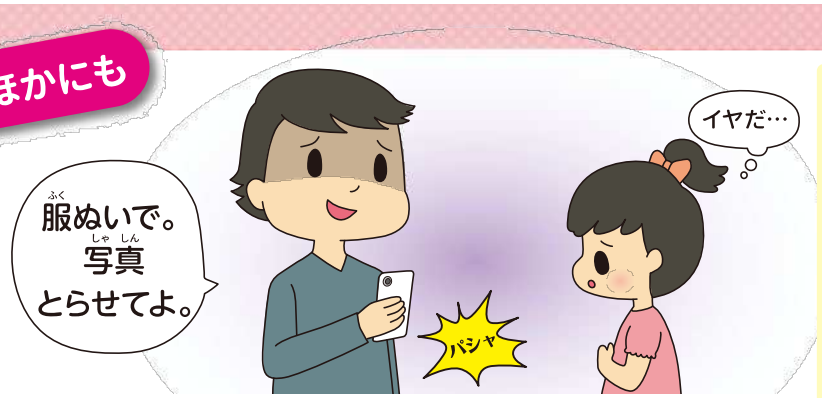

はだかの写真をとられてしまった…

子どものはだかや下着すがたの写真・動画をとることは、犯罪です。

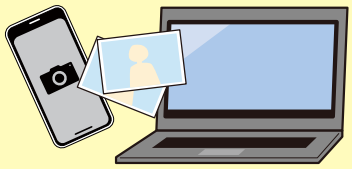

SNSで知り合った人から…

わたしも同い年だよ！
仲良くなれてうれしい
わたしも！
今度会おうよ
女の子同士だから安心だよ

会いたいね！
そうだね～
日曜会おうよ
かわいい服買ってあげる
ほんとに？
やったー！

写真とって送ってよ
どんな写真？
はだかの写真
服ぬいで、胸みせた写真をとって送って
みんなやってるよ

こんなメッセージがきた…

子どもに、
- **うそ**をついたり、**お金や物をあげる**などと言って、**体をさわったりする目的**で、会おうと言うこと
- **自分のはだかの写真・動画**をとって送るように言うこと

は、犯罪です。

困ったときはここに相談してみよう

人権相談（法務局）

- こどもの人権110番
  無料 ☎0120-007-110
- SNS（LINE）人権相談

平日 午前8時30分～午後5時15分

- こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）
無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）
無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）
無料 ☎#8891
※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」
※毎日17時～21時受付

親子のための相談LINE

※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

（いちはやく）
無料 ☎189
※24時間受付

保護者の方へ

2023年（令和5年）6月に、性犯罪についての法律が改正されました。

詳細は法務省HPへ

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

知っておこう！

性犯罪についての法律ってどんなもの？

そんなことはありません！

例えば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、**「イヤ」と言うこと**、または、**「イヤ」をつらぬくこと**が難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や**「不同意性交等罪」**という犯罪の被害です！

このような状況ではなくても、**13歳未満（12歳以下）**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満（15歳以下）の人が、**5歳以上年上**の人に性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」**や**「不同意性交等罪」**の被害です。

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

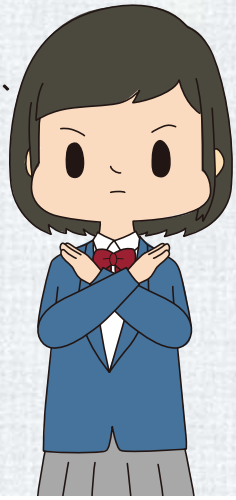

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは法務省HPへ

性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

例えば
- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。
また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

駅のエスカレーターで…

下着を盗撮された…

部活動の先輩たちに・・・

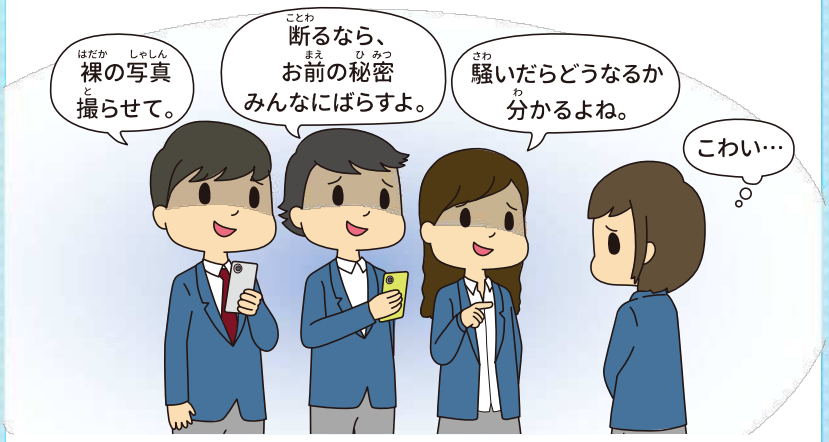

裸の写真を撮られてしまった…

16歳未満の人※2に、

例えば
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。

※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

人権相談（法務局）

- こどもの人権110番
  無料 ☎0120-007-110
- SNS（LINE）人権相談
- こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

平日 午前8時30分～午後5時15分

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）
無料 ☎#8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

- 子供のSOSの相談窓口
- 24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）
無料 ☎0120-0-78310 ※24時間受付

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）
無料 ☎#8891
※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」
※毎日17時～21時受付

親子のための相談LINE

※お住まいの地域によって受付時間が異なります。

児童相談所虐待対応ダイヤル

（いちはやく）
無料 ☎189
※24時間受付

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

あなたにも知ってほしい

性犯罪についての法律が変わりました

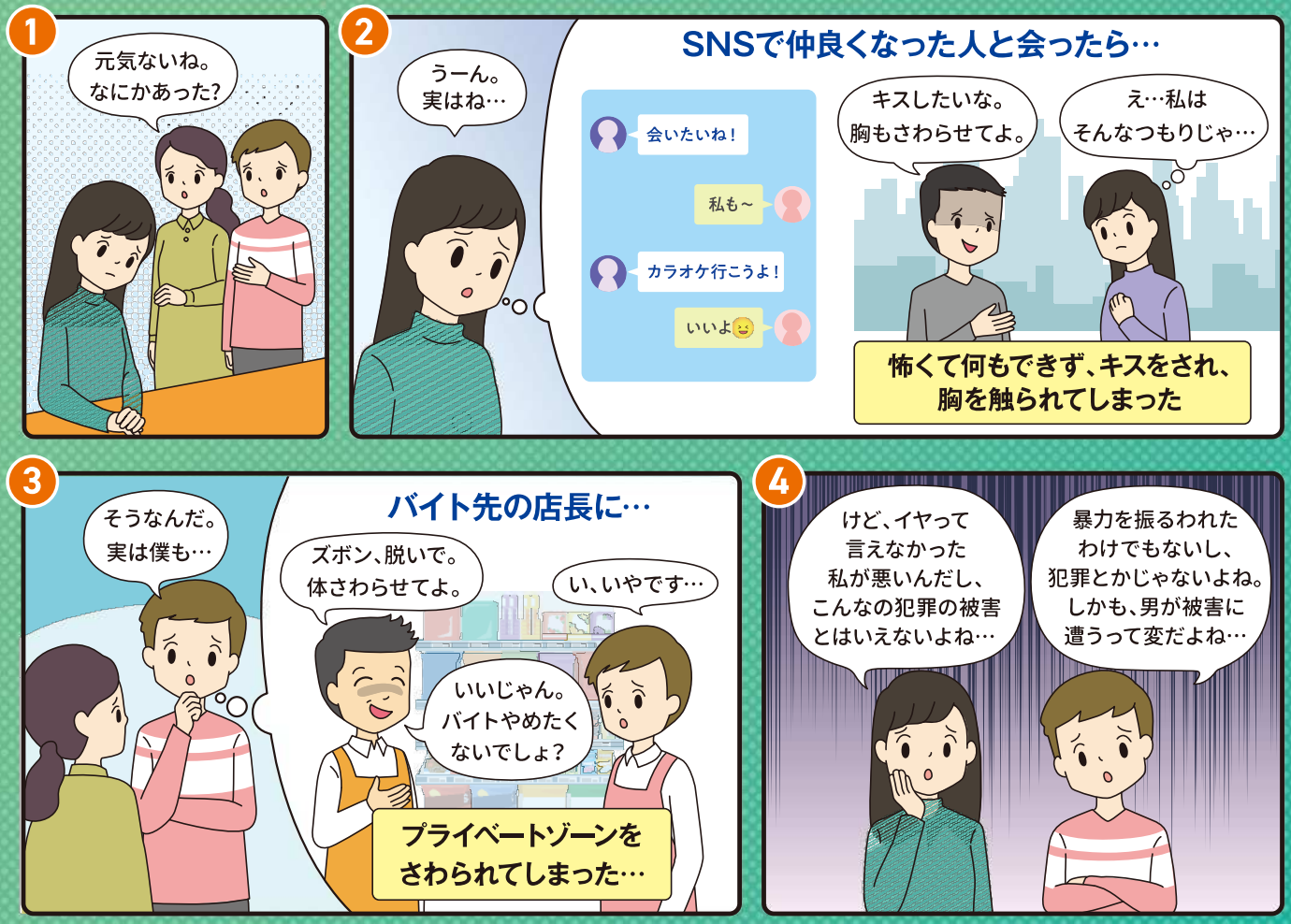

そんなことはありません!

例えば、「暴行」や「脅迫」のほか、「アルコール」、「薬物」、「障害」、「睡眠」、「フリーズ状態※1」、「虐待」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、**「イヤ」と言うこと**、または、**「イヤ」を貫くこと**が難しい状況で、

性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や**「不同意性交等罪」**という犯罪の被害です!

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

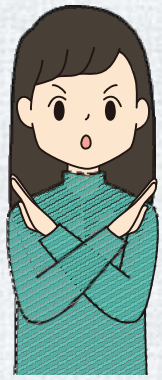

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態

さらに

このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)の子どもに対して**、性的な行為をした場合、あるいは、**13歳以上16歳未満(15歳以下)の子どもに対して**、その人より**5歳以上年上の人**が性的な行為した場合、その子どもがイヤと思っているかどうか(同意しているかどうか)にかかわらず、**「不同意わいせつ罪」**や**「不同意性交等罪」**が成立します。

そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

詳細は法務省HPへ

撮影罪・提供罪

人の性的な部位・下着を、

例えば
- 正当な理由なく、ひそかに撮影する行為
- 「イヤ」と言っているのに無理やり撮影する行為、「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影する行為
- このようにして撮影された写真・動画を人に提供する行為

は、「**撮影罪**」・「**提供罪**」という犯罪です。
また、撮影される人が**16歳未満の子ども**の場合※2は、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、「撮影罪」や「提供罪」が成立します。

サークルの飲み会でお酒を飲まされて…

裸の写真を撮られてしまった…

面会要求等罪

16歳未満の子ども※2に対して、

例えば
- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- その子ども自身の性的な写真・動画を撮って送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。

SNSで知り合った中学生に …

※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、行為者が5歳以上年長のときに犯罪が成立する。

公訴時効の延長

公訴時効期間※3は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、
- 不同意性交等致傷罪などは20年
- 不同意性交等罪などは15年
- 不同意わいせつ罪などは12年

に延長されました。

※3 犯人を処罰するために起訴することができる期間

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかもと思った場合は迷わず相談してください

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

無料 ☎ #8891（はやくワンストップ）
※24時間受付

性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time（キュアタイム）」
※毎日17時～21時受付

性犯罪被害相談（警察）

無料 ☎ #8103（ハートさん）
※24時間受付